

ID: 1708

担当部署: こどもみらい課

<b>処分の概要</b>	公私連携法人の指定		
<b>法令名 根拠条項</b>	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 第34条第1項		
<b>法令番号</b>	平成18年法律第77号		
<b>【基準】</b>			
<p>法第34条第1項の規定による。</p> <p>(公私連携幼保連携型認定こども園に関する特例)</p> <p>第34条 市町村長(特別区の区長を含む。以下この条において同じ。)は、当該市町村における保育の実施に対する需要の状況等に照らし適当であると認めるときは、公私連携幼保連携型認定こども園(次項に規定する協定に基づき、当該市町村から必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力を得て、当該市町村との連携の下に教育及び保育等を行う幼保連携型認定こども園をいう。以下この条において同じ。)の運営を継続的かつ安定的に行うことができる能力を有するものであると認められるもの(学校法人又は社会福祉法人に限る。)を、その申請により、公私連携幼保連携型認定こども園の設置及び運営を目的とする法人(以下この条において「公私連携法人」という。)として指定することができる。</p>			
<b>標準処理期間</b>	30日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和7年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日